

社会福祉法人和光会 役員・評議員報酬等支給基準

<評議員の報酬等について>

社会福祉法人和光会定款第八条の規定により、以下のように定める。

評議員に対する報酬等は、これを支給しない。

<役員報酬等について>

社会福祉法人和光会定款第二一条の規定により、以下のように定める。

理事及び監事に対する報酬等は、これを支給しない。

社会福祉法人和光会
理事長 林田 憲昌